

山鳥坂ダム・鹿野川ダム環境検討委員会

第5回動植物の保全に関する専門部会

【植物】

資料-4 鹿野川ダム現地調査結果の概要

平成21年3月17日

四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所

第5回動植物の保全に関する専門部会資料4

目次

1. 調査目的	1
2. 調査対象種	1
3. 調査概要	1
3.1 調査項目	1
3.2 調査範囲	1
3.3 調査実施日	1
4. 調査手法	3
4.1 植物の重要な種調査	3
4.2 植物相調査	3
5. 調査結果	3
5.1 植物の重要な種調査	3
5.2 植物相調査	3
6. 今後の調査予定	3

1. 調査目的

鹿野川ダム改造事業（以下、本事業という）における環境影響評価を実施するため、洪水吐き新設による影響を中心に環境影響を受けるおそれがある植物の重要な種について、生育状況を把握することを目的とした。

2. 調査対象種

対象種は、本事業により環境影響を受けるおそれがある植物の重要な種の全てとした。重要な種の選定基準は表 2-1 に示す。また、植物相についても、併せて記録を行った。

鹿野川ダムについては、山鳥坂ダムにおける環境影響評価のデータを最大限活用し、予測評価を行うこととしているが、植物については、移動性が全くないことから、現地調査を実施した。

表 2-1 重要な種の選定基準

No.	重要な種の選定基準
1	「文化財保護法」の掲載種
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」：国内希少野生動植物(国内)
3	「環境省版レッドリスト-絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト-哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物及び植物のレッドリストの見直しについて(環境省発表資料 平成19年8月)」の掲載種
4	「愛媛県RDB：愛媛県レッドデータブック 愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物（愛媛県 平成15年3月）」の掲載種
5	「愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）第12条第4項第7号」の規定に基づき、肱川県立自然公園の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物

3. 調査概要

3.1 調査項目

3.1.1 植物の重要な種調査

調査対象種について、改変区域を中心に調査範囲において調査生育状況を記録した。また、併せて植物相の記録も行った。

3.2 調査範囲

調査範囲を表 3-1 に、調査位置図を図 3-1 に示す。

表 3-1 調査範囲

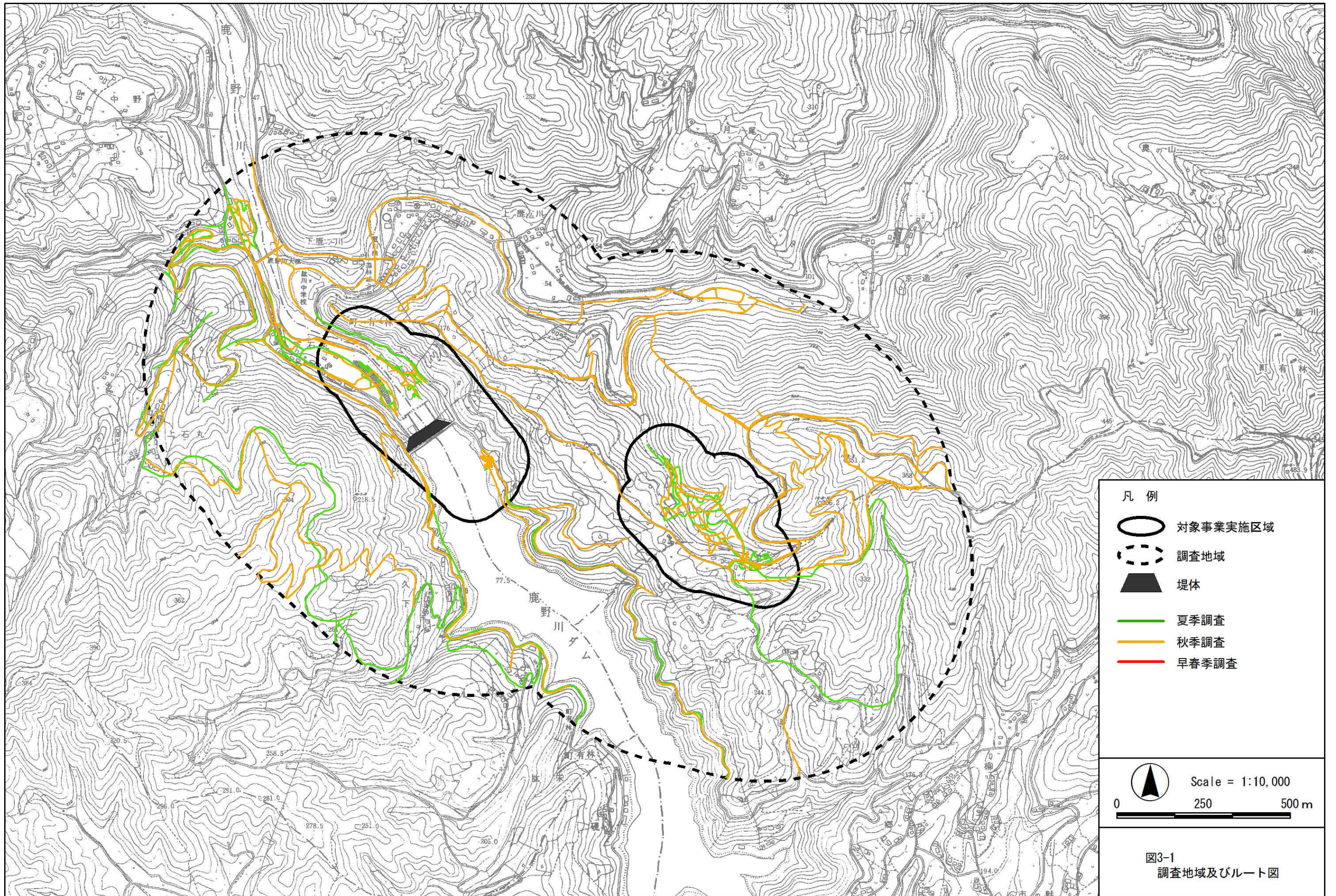
調査項目	調査範囲
植物の重要な種調査	鹿野川ダム事業実施区域及びその周辺の区域

3.3 調査実施日

調査実施日を表 3-2 に示す。

表 3-2 調査実施日

調査項目	調査実施日
植物の重要な種調査 (夏季調査)	平成 20 年 8 月 26 日～27 日
(秋季調査)	平成 20 年 10 月 30 日～31 日
(早春季調査)	平成 21 年 3 月 16 日～17 日(実施中)



4. 調査手法

4.1 植物の重要な種調査

調査範囲を踏査し、重要な種が確認された場合には、生育位置、生育個体数、生育状況、生育環境等について記録した。

また、確認地点を地図上にプロットするとともに、デジタルカメラを用いて、同定のポイントとなる形質部分等の写真を確認地点ごとに撮影した。

また、併せて植物相についても調査範囲で確認された種を生育環境ごとに記録した。

5. 調査結果

5.1 植物の重要な種調査

現地調査の結果、確認された重要な種は 12 科 16 種であった。確認された重要な種は表 5-1 に示すとおりである。

また、確認された重要な種のうち、改変予定区域内で確認された地点数は表 5-2 に示すとおりである。

5.2 植物相調査

植物相調査においては、128 科 682 種を確認した。

6. 今後の調査予定

植物の重要な種調査及び植物相調査について、早春季（現在実施中）及び平成 21 年度春季に現地調査を実施する予定である。

表 5-1 重要な種リスト

No.	科名	和名	確認時期		重要な種の選定根拠				
			夏季	秋季	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
1	イワヒバ	イワヒバ							
2	ミズワラビ	ヒメウラジロ					VU	類	
3		エビガラシダ					VU	IB 類	
4	ニレ	コバノチョウセンエノキ						類	
5	イラクサ	キミズ						類	
6	キンポウゲ	シロバナハンショウヅル						準絶	
7	アカネ	ヘツカニガキ						類	
8	シソ	カワミドリ						類	
9	ナス	イガホオズキ						類	
10	ユリ	チャボホトトギス						類	
11	イネ	ミチシバ						IB 類	
12		イヌアワ						IA 類	
13	カヤツリグサ	フサスゲ						準絶	
14	ラン	シラン					NT	IB 類	
15		キエビネ					EN	IB 類	
-		Calanthe 属の一種							
16		フウラン					VU	類	
計	12 科	16 種	10	14	0	0	5	15	1

注)1. 分類体系は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト-平成17年度河川版-(財団法人リバーフロント整備センター 2005年7月)」に従った。

注)2. 重要な種の選定根拠は、以下の通りとした。

- (1) 「文化財保護法」：特別天然記念物(特天)、天然記念物(天)
- (2) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」：国内希少野生動植物(国内)
- (3) 「環境省版レッドリスト-絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト-哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物及び植物のレッドリストの見直しについて(環境省発表資料 平成19年8月)」の掲載種：絶滅(EX)、野生絶滅(EW)、絶滅危惧IA類(CR)、絶滅危惧IB類(EN)、絶滅危惧類(VU)、準絶滅危惧種(NT)、情報不足(DD)、絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
- (4) 「愛媛県RDB：愛媛県レッドデータブック 愛媛県の絶滅のおそれのある野生生物（愛媛県 平成15年3月）」の掲載種
 - IA類：絶滅危惧IA類(絶滅の危機に瀕している種。ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの)
 - IB類：絶滅危惧IB類(絶滅の危機に瀕している種。IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)
 - 類：絶滅危惧類(絶滅の危険が増大している種)
 - 準絶：準絶滅危惧(存続基盤が脆弱な種)
 - 不足：情報不足(評価するだけの情報が不足している種)
- (5) 「愛媛県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)第12条第4項第7号」の規定に基づき、肱川県立自然公園の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物